

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 5 月 8 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 議長の辞職許可について
日程第 5 選挙第 3 号 議長の選挙について
日程第 6 副議長の辞職許可について
日程第 7 選挙第 4 号 副議長の選挙について
日程第 8 常任委員会委員の選任について
日程第 9 議会運営委員会委員の選任について
日程第 10 議会広報特別委員会委員の選任について
日程第 11 選挙第 5 号 海部南部水道企業団議会議員の選挙について
日程第 12 選挙第 6 号 海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について
日程第 13 選挙第 7 号 海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について
日程第 14 選挙第 8 号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について
日程第 15 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 16 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（令和 2 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号））
日程第 17 委員会付託の省略について
日程第 18 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 19 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（令和 2 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号））
-

◎本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 19 までの各事件

追加日程第 1 同意第 1 号 愛西市監査委員の選任について

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 淵 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	島 田 浩 君

11番 杉村義仁君
13番 鷺野聡明君
15番 大宮吉満君
17番 真野和久君

12番 鬼頭勝治君
14番 山岡幹雄君
16番 加藤敏彦君
18番 河合克平君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
総務部長	奥田哲弘君	企画政策部長	宮川昌和君
保険福祉部長	近藤幸敏君	健康子ども部長	小林徹男君
産業建設部長	山田哲司君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近藤ゆかり	議事課長	大野敦弘
書記	猪飼隆善	書記	近藤泰史

午前 9 時 29 分 開会

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 2 年第 1 回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・会議録署名議員の指名について

○議長（鷺野聰明君）

日程第 1 ・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 86 条の規定により、議長において、18 番・河合克平議員、1 番・馬淵紀明員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 2 ・会期の決定について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第 2 ・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、4 月 27 日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る 4 月 27 日に委員の方々と正・副議長にも御出席を頂きまして、臨時会の日程について御協議いただきました結果、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日限りといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 3 ・諸般の報告について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第 3 ・諸般の報告についてを議題といたします。

海部地区環境事務組合議会の報告を山岡幹雄議員、お願いいたします。

○14 番（山岡幹雄君）

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

海部地区環境事務組合、令和2年3月27日金曜日、場所は海部地区環境事務組合新開センターで行われました。

令和2年第1回臨時会付議事件といたしまして、議案第3号：監査委員の選任同意につきまして、早川安広あま市副市長。

続きまして、令和2年4月21日火曜日、場所、海部地区環境地区組合新開センターで行われました。

令和2年第2回臨時会付議事件といたしまして、議案第4号：令和2年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）について、補正額742万5,000円、補正後の予算総額36億754万8,000円。

続きまして、議案第5号：監査委員の選任につきまして、下方繁孝さんが選任されました。以上です。

#### ○議長（鷺野聰明君）

御苦労さまでございました。

なお、去る4月16日、第103回東海市議会議長会会長から大宮吉満議員が議員在職20年以上、山岡幹雄議員、竹村仁司議員、島田浩議員が議員在職10年以上の表彰を受けられました。ここに多年にわたる功績に対し、深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を心よりお喜び申し上げ、御披露を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議長の辞職許可について

○議長（鷺野聰明君）

次の、日程第4・議長の辞職許可については、私ごとでございますので、副議長に議事進行をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

〔議長 副議長と交代〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（杉村義仁君）

しばらくの間、議長の職を務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、日程第4・議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鷺野聰明議長の退場を求めます。

〔議長・鷺野聰明議員 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（近藤ゆかり君）

辞職願。私はこのたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可くださるようお願いいたします。令和2年4月27日、愛西市議会副議長様。愛西市議会議長・鷺野聰明。以上です。

○副議長（杉村義仁君）

辞職願は、ただいま事務局長朗読のとおりです。

お諮りします。鷺野聡明議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

異議ありの声がありましたけど、発言をお願いします。

○17番（真野和久君）

私たちとしては、議長の辞職に関しては、職務遂行が不可能というようなことがない限りは、基本的に条例に基づいて任期4年でやるべきだというふうに考えますので、今回の辞職に関しては反対をしたいと思います。

○副議長（杉村義仁君）

それでは、ただいま真野議員から意見が出されました件について、賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

起立少数のため、選挙を行いますのでよろしくをお願いします。

〔「採決したほうがいい」の声あり〕

すみません、もう一度皆さんにお諮りします。

鷺野聡明議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「暫時休憩」の声あり〕

暫時休憩をお願いします。

午前9時40分 休憩

午前9時41分 再開

○副議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

異議があるということでしたので、採決をいたします。

鷺野聡明議員の辞職を許可することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

起立多数でありますので、よって、鷺野聡明議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

議長の辞職許可についてが終了しましたので、鷺野聡明議員の入場を許可します。

〔13番・鷺野聡明議員 入場〕

鷺野聡明議員に申し上げます。

鷺野聡明議員の議長の辞職は、許可することに決定いたしました。

鷺野聡明議員より御挨拶があります。

○13番（鷺野聡明君）

ただいま私の辞職願を承認いただきまして、誠にありがとうございました。

退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成30年5月から第9代の議長として皆さん方から拝命いただき、これまで本当に初めての経験でございまして、無事全うできるかどうか心配もございましたが、皆さん方の温かい御支援、御協力で無事これまで来られました。本当にありがとうございます。また、これもひとえに議員の皆様方のおかげ、そして議会事務局のスタッフの皆様方のおかげ、そして市長さんはじめ執行部の皆様方の厚い協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

私も今後は、愛西市議会の一議員として市民の負託に応えるべく一生懸命精進していきたいなあとこのように思います。これからもこれまでと変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう深くお願いを申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。平成の最後から令和元年にかけての2年間、本当にありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第5・選挙第3号

#### ○副議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・選挙第3号：議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の施錠をお願いします。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、1番・馬淵紀明議員と2番・石崎誠子議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の名前のみを記載の上、1番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の施錠を解除します。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人にお願ひしました2名の方は開票場所へお集まりください。お願ひします。

〔開 票〕

それでは、選挙の結果を発表します。

投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票なし。有効投票のうち、島田浩議員12票、加藤敏彦議員3票、山岡幹雄議員2票、吉川三津子議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除して得た数の4分の1以上でありますので、よって、島田浩議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました島田浩議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

島田浩議員より議長就任の挨拶があります。

○新議長（島田 浩君）

失礼いたします。

一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま議長という要職を拝命賜りました。誠にありがとうございます。

もとより浅学非才の身であるわけでございますが、議長の職責をしっかりと果たし、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいりたいと考えております。そのためには、皆様方の御理解、御協力が必要不可欠でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、1つだけ皆様にお伝えをしたいことがございます。私ごとで大変恐縮ではございますが、重度ではございませんが、若干難聴ぎみのところがございます。ざわついたところでの御発言、また小さい声、また本日のようなマスクの状況でありますとちょっと聞きづらくて、再度お聞きすることもあろうかと思っておりますが、どうかよろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上をもちまして、私の就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、私の職務は全て終了いたしました。皆様の御協力で議事が円滑に進行されましたことに感謝を申し上げます。

それでは、これから先は新議長に議事進行をお願いします。よろしくお願ひいたします。

〔副議長 新議長と交代〕

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（島田 浩君）

失礼いたします。

議長の職を務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・副議長の辞職許可について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第6・副議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、杉村義仁副議長の退場を求めます。

〔副議長・杉村義仁議員 退場〕

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（近藤ゆかり君）

辞職願。私はこのたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可くださるようお願いいたします。令和2年4月27日、愛西市議会議長様。愛西市議会副議長・杉村義仁。以上です。

○議長（島田 浩君）

辞職願は、ただいま事務局長朗読のとおりであります。

お諮りいたします。杉村義仁議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

異議ありとのことですが、先ほどと同意見ということではよろしいでしょうか。

それでは、採決いたします。

杉村義仁議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方は……。

〔「動議」の声あり〕

○6番（吉川三津子君）

先にきちんと理由を聞いてください。

○議長（島田 浩君）

もう一度挙手をお願いします。

○17番（真野和久君）

議長と同様に、条例上は任期4年となっています。特別な副議長の職務が遂行できない場合や不信任が議決されない限りは4年間続けるべきだと思いますので、今回の辞職に関しては反対します。

○議長（島田 浩君）

それでは、ただいま真野議員から御意見が出された件についての賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数でした。よって、杉村義仁議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔「採決」の声あり〕

異議があるということですので、採決を行います。

杉村義仁議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、杉村義仁議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

副議長の許可についてが終了しましたので、杉村義仁議員の入場を許可します。

[11番・杉村義仁議員 入場]

杉村義仁議員に申し上げます。

杉村義仁議員の副議長の辞職は、許可することに決定しました。

杉村義仁議員より御挨拶があります。

○11番（杉村義仁君）

一言お礼の言葉を申し上げます。

2年間、皆様のおかげをもちまして、副議長という大役を頂きました。議長の補佐という要職、微力ではございましたが、皆様方の御理解と御協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

これからも一議員として、市政発展のために一生懸命頑張っていく所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・選挙第4号

○議長（島田 浩君）

次に、日程第7・選挙第4号：副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員は18名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、3番・佐藤信男議員と4番・竹村仁司議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1番議員より順次投票を願います。

[投票]

投票漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

それでは、開票を行いますので、先ほど立会人をお願いいたしました2名の方は開票場所へお集まり願います。

〔開 票〕

それでは、選挙の結果を発表いたします。

投票総数18票、そのうち有効投票18票。無効投票ゼロ。有効投票のうち、神田康史議員11票、真野和久議員3票、山岡幹雄議員2票、吉川三津子議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除して得た数の4分の1以上であります。よって、神田康史議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました神田康史議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

神田康史議員より副議長就任の御挨拶があります。

○新副議長（神田康史君）

一言御挨拶させていただきます。

このたび、愛西市議会副議長に御選任いただき、誠に身に余る光栄と感じております。経験も浅く、微力ではございますが、市政発展のため議長を補佐し、一枚岩となって議員の皆様や行政の皆様の御指導、御協力の下、様々な課題克服に取り組む所存であります。

簡単ではありますが、これをもって副議長就任の挨拶とさせていただきます。また、重ねて御支援よろしくをお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

ここで、議事整理のため暫時休憩といたします。

議員の皆様には全員協議会を開催いたしますので、委員会室にお集まりください。

午前10時17分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・常任委員会委員の選任について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第8・常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

各委員会の委員定数は、委員会条例で総務文教委員会9名、建設福祉委員会9名と定められております。

この件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（近藤ゆかり君）

御報告いたします。

初めに、総務文教委員会委員を順不同で申し上げます。

島田浩議員、杉村義仁議員、佐藤信男議員、石崎誠子議員、大宮吉満議員、高松幸雄議員、真野和久議員、加藤敏彦議員、馬淵紀明議員、以上9名です。

次に、建設福祉委員会委員を順不同で申し上げます。

鷲野聡明議員、鬼頭勝治議員、近藤武議員、神田康史議員、原裕司議員、山岡幹雄議員、竹村仁司議員、河合克平議員、吉川三津子議員、以上9名です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議会運営委員会委員の選任について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第9・議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会の委員定数は、委員会条例で10名以内と定められております。

この件につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（近藤ゆかり君）

御報告いたします。

議会運営委員会委員を順不同で申し上げます。

鷲野聡明議員、鬼頭勝治議員、杉村義仁議員、近藤武議員、山岡幹雄議員、竹村仁司議員、河合克平議員、以上7名です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第10・議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報特別委員会は、6名で構成する特別委員会となっております。

この件につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（近藤ゆかり君）

御報告いたします。

議会広報特別委員会委員を順不同で申し上げます。

原裕司議員、佐藤信男議員、竹村仁司議員、真野和久議員、山岡幹雄議員、吉川三津子議員、以上6名です。

○議長（島田 浩君）

それではここで、常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきたいと思ひます。

今回については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第2委員会室は使用せず、第1委員会室で順次開催いたします。

総務文教委員会、建設福祉委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会の順に行いますので、総務文教委員会の委員の方は、この後、速やかに第1委員会室にお集まりください。また、その他の委員は、議場または会派室でお待ちいただきたいと思ひます。

なお、委員会条例第10条2項の規定によりまして、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、正・副委員長互選のため暫時休憩といたします。よろしくお願ひいたします。

午前10時40分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（近藤ゆかり君）

御報告いたします。

総務文教委員会委員長、大宮吉満議員、副委員長、杉村義仁議員。

建設福祉委員会委員長、近藤武議員、副委員長、山岡幹雄議員。

議会運営委員会委員長、鷲野聰明議員、副委員長、竹村仁司議員。

議会広報特別委員会委員長、山岡幹雄議員、副委員長、原裕司議員。以上です。

○議長（島田 浩君）

以上が各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会の正・副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第11・選挙第5号**

**○議長（島田 浩君）**

次に、日程第11・選挙第5号：海部南部水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**○議会事務局長（近藤ゆかり君）**

それでは、海部南部水道企業団議会議員の選挙について御説明いたします。

海部南部水道企業団議会議員には、現在、鬼頭勝治議員、島田浩議員、河合克平議員、原裕司議員に御活躍いただいておりますが、任期満了日が令和2年5月9日となっております。そのため、今回選挙をお願いするものでございます。任期は、令和2年5月10日から令和4年5

月9日までの2年間でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島田 浩君）

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部南部水道企業団議会議員に杉村義仁議員、河合克平議員、佐藤信男議員、石崎誠子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました杉村義仁議員、河合克平議員、佐藤信男議員、石崎誠子議員を海部南部水道企業団議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、杉村義仁議員、河合克平議員、佐藤信男議員、石崎誠子議員が海部南部水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま海部南部水道企業団議会議員に当選されました杉村義仁議員、河合克平議員、佐藤信男議員、石崎誠子議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・選挙第6号

○議長（島田 浩君）

次に、日程第12・選挙第6号：海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（近藤ゆかり君）

それでは、海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区環境事務組合議会議員の真野和久議員、山岡幹雄議員の組合議員の辞職によりまして、今回補欠選挙をお願いするものでございます。任期は、前任者の残任期間の令和4年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島田 浩君）

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指

名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区環境事務組合議会議員に真野和久議員、山岡幹雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました真野和久議員、山岡幹雄議員を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、山岡幹雄議員、真野和久議員が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました山岡幹雄議員、真野和久議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・選挙第7号

##### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第13・選挙第7号：海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

##### ○議会事務局長（近藤ゆかり君）

それでは、海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区急病診療所組合議会議員の高松幸雄議員、石崎誠子議員の組合議員の辞職によりまして、今回補欠選挙をお願いするものでございます。任期は、前任者の残任期間の令和3年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

##### ○議長（島田 浩君）

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区急病診療所組合議会議員に竹村仁司議員、近藤武議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました竹村仁司議員、近藤武議員を海部地区急病診療所組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、竹村仁司議員、近藤武議員が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました竹村仁司議員、近藤武議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・選挙第8号

○議長（島田 浩君）

次に、日程第14・選挙第8号：海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（近藤ゆかり君）

それでは、海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区水防事務組合議会議員の吉川三津子議員、佐藤信男議員の組合議員の辞職によりまして、今回補欠選挙をお願いするものでございます。任期は、前任者の残任期間の令和3年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島田 浩君）

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区水防事務組合議会議員に原裕司議員、馬淵紀明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました原裕司議員、馬淵紀明議員を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、原裕司議員、馬淵紀明議員が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました原裕司議員、馬淵紀明議員が議席

におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、ただいまからお昼の休憩に入りたいと思います。再開を12時45分からいたします。よろしくお願いいたします。

午前11時42分 休憩

午後0時45分 再開

○議長（島田 浩君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・承認第1号（提案説明・質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第15・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

それでは、承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、議会へ報告し、承認を求める必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、専決処分書の写しでございます。

令和2年3月31日に専決をいたしました。

改正の内容につきましては、資料2の概要により御説明させていただきます。

改正の概要は、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準を引き上げるものでございます。

改正の理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に交付、同年4月1日施行とされたことに伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、まず国民健康保険税に係る課税限度額の引上げについては、基礎課税額の課税限度額「61万円」を「63万円」に、また介護納付金課税額の課税限度額を「16万円」から「17万円」に改正するものでございます。

2点目は、同じく国民健康保険税の軽減判定基準額の引上げについてでございます。

5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗ずるべき金額「28万円」を「28万5,000円」に、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗ずるべき金額「51万円」を「52万円」に改正するものでございます。そのほか租税特別措置法の改正により必要な規定を整備するものでございます。



施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上、承認第1号の御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（島田 浩君）**

次に、承認第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

**○18番（河合克平君）**

では、承認第1号の愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。幾つかありますので、お願いいたします。

まず、冒頭に説明があった179条1項の規定ということについては、法令の条文によると、特に緊急を要するためとしている内容について専決を許している内容になりますが、特に緊急を要するということになり、今回の専決をしたことに関わる理由を教えてください。

また、賦課決定を行う時期について、通常行っているのはいつかについて教えてください。

3点目、今年の賦課決定はコロナの影響もあると思いますが、いつになるのかも教えてください。

また、コロナ対策として国が進めている国保税の減免の取組や休業補償を行うという取組は、今国でも進めており、各市町の条例変更も含めて検討されるべきだということになっていますが、そういうコロナ対策に関わるものについては、特に緊急なということに含まれているならまだ分かるんですが、そのことについては今回含んでおりませんが、どのようになるのか教えてください。

まず、この4点と、あと数字的な問題をお伺いします。

61万円から基礎課税額に関わる課税限度額が61万円から63万円に上限が上がるということ、また介護納付金に係る課税限度額が16万円から17万円に上がる、そして5割の軽減、2割の軽減とありますが、それぞれ前年と比べて何人増えるのか、人ですね。あと、金額についてもどのようになるのか、増額分についてトータル幾らなのか、減額分についてトータル幾らなのか教えてください。

最後に、数字的な問題でもう一点ですが、最高額がこれによると99万円ということになりますが、99万円になる人の所得について金額を教えてください。

以上、お願いします。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

まず、1点目の専決処分の理由でございますが、こちらにつきましては地方税法の施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月31日に交付で4月1日施行とされました。賦課期日が4月1日となっておりますことと、課税限度額の引上げにより不利益処分が生ずるものでございますので、専決処分とさせていただいたところでございます。

2点目が賦課決定の日付でございますが、7月1日でございます。

それから、コロナ対策での他の休業補償等の関係でございますが、こちらについては現在のところは未定ということになっております。

それから、61万円から63万円までのということに対する世帯数の増減ということでございます。

まず、61万円から63万円ということでございますが、こちらは97世帯でございましたところが63万円に改正した場合、86世帯が限度額超えという形になります。

それから、介護の課税納付金のほうの16万円から17万円の関係でございますが、こちらは改正前、これは先ほども申し上げましたが、昨年度の所得数値の試算の結果でございますので、前提として申し述べさせていただきますが、改正前の16万円の場合は32世帯でありましたが、17万円に改正した場合については28世帯という形の試算結果が出ております。

それから、増減のトータル額の御質問でございますが、こちらは限度額の引上げに伴うトータル額の先ほどの推計結果、試算結果でございますけれども、約217万2,000円の増という形で試算結果が出ております。

それから、減額の拡大によりまして減額になる額でございます。こちらは約127万8,000円の減額という試算結果となっております。

それから、99万円の所得の関係でございますが、こちらにつきましては、例えば単身世帯で限度額が99万円の場合、資産割がない場合として試算いたしましたところ、所得額が約1,333万円を超える額については対象になるということでございます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

議長、答弁漏れ。

5割減額、2割減額の金額の部分についても、人数等、何人増えて何人減ったかという人数と、あと金額の部分を教えてもらえますか。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

失礼いたしました。

減額の関係の5割減額の対象でございますが、これも試算結果でございますけれども、増えた数字でよろしゅうございますか。

25世帯が増という形になります。

それから、2割減額の対象につきましては17世帯という結果が出ております。以上でございます。

先ほどの金額の関係でございますが、5割減額の金額につきましては、試算結果は約97万3,000円、それから2割減額が約30万5,000円という結果となっております。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

特に緊急を要するためというところについては、例年、平成29年のときには通常で、7月で間に合うということで6月議会であったので、そういった点では、そこから変わった理由をもう一度教えていただきたいのと、あとコロナ対策として、新たに減免をすることだとか休業補償を行うことについてはまだ未定だということだったんですが、国はもう既に行えと、コロナ

に関わる休業補償を行えと、条例もこういうふうに変更しなさいということで、もう既に国としては提示をされている状況であります。

また、コロナ対策に対しては、前年より所得が減って、300万円以下になった人については100%、400万円以下になった人には80%というような減免の仕方もありますので、そういったことの専決はされなかったのかをお伺いします。お願いします。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

専決理由の関係でございます。

こちらにつきましては、先ほどと重複するところもございますが、課税の引上げによりまして一部の納税者の方に不利益処分が生ずることから、遡及適用は適当でないという判断の下で専決処分とさせていただいております。

あと、先ほどの休業補償の関係でございますが、こちらについては、今回については限度額と軽減についての専決とさせていただいております。以上でございます。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

今の御質問でございますが、まずもって、これは31日の専決処分の承認案件と考えております。したがって、その時点でコロナに関する国からの指示、今議員がおっしゃられたようなことは該当しないということでございます。

それと、以前の6月議案の関係と今回の専決処分の関係がございますが、その時々で議案の内容が違います。今回の議案につきましては、不利益処分が生じるため、国の法令に基づいて一部改正を行っておりますので、専決が必要ということで行いました。

また、当然議会は7日前に招集告示をする必要がございますので、31日に確定がされましたので、その時点で専決をしたということでございます。御理解を頂きたいと思っております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」の声あり〕

真野議員。

**○17番（真野和久君）**

今の総務部長、それから保険福祉部長の答弁の中で、4月1日だと不利益があるという話ですけど、具体的にどんな不利益があるのか教えてもらえますか。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

限度額が増額することによって課税額の限度額が上がりますので、そういったことが不利益処分という形だというふうに考えております。

**○17番（真野和久君）**

賦課決定をするのが7月ですよ。7月の段階での前年度所得の関係、7月の賦課決定をする段階までに条例改正がなされていけば不利益は生じないんじゃないですか。そのあたりについて、もう一度詳しく説明をお願いします。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

賦課決定は7月1日ということでございます。賦課期日が4月1日ということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

すみません、初歩的なことを聞きます。

賦課決定と賦課期日、どう違うのか、ちょっと説明のほうを求めます。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

賦課期日につきましては、4月1日現在の世帯人数を基準にいたしまして、賦課決定をするのは、その年の所得が固まってくるのが4月1日以降の7月までの間ということでございますので、その新しい所得で計算をしますのは7月1日ということで御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

〔「議長」の声あり〕

○議長（島田 浩君）

加藤議員。

○16番（加藤敏彦君）

引き続き、ちょっと不利益の部分で、4月1日の期日と、それから7月に決定するという点で、7月に決定するならば、例えば6月議会でも今議会でも、専決せずに条例を提案して議決すれば間に合うふうに思うんですけど、そこら辺は矛盾が出るんですか、出ないんですか。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

4月1日現在の世帯ということについて、新しい所得で7月ということになりますので、4月1日時点での専決をするほうが、遡及しないほうが適当であるというふうに判断させていただいているところでございます。

7月の本算定ということでございますけれども、その年度の限度額ということになってきますので、4月1日から適用することが適当であるというふうに考えております。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

その7月に保険税の決定をするんだけど、4月1日からきちっと条例を改正していかないと形が整わない。

例えば、6月議会で条例改正しても間に合うのではないかというふうに思うんですけど、それは間に合わないのか、どんな問題点、矛盾点があるかという質問をしたんですけども。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

年度の当初の適用と7月1日ということが本算定の基準でございますけれども、4月1日、

年度の頭からの適用という形にさせていただくのが適当だというふうに考えているところがございます。6月議会でも遡るということになりますので、4月1日の適用が適当だというふうに考えております。以上でございます。

○総務部長（奥田哲弘君）

あくまでも、7月1日は賦課する期日、4月1日が確定日ですので、これを専決しなければ今年度適用することができません、不利益になりますので。したがって、4月1日の時点で、この条例が成立していなければならないという法解釈でございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・承認第2号（提案説明・質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第16・承認第2号：専決処分事項の承認について（令和2年度愛西市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、承認第2号：専決処分事項の承認について（令和2年度愛西市一般会計補正予算（第1号））について御説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度愛西市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日提出、市長名です。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び感染拡大防止対策において、特別定額給付金給付事業等を迅速に対応するため、関連費用の執行に伴う予算の補正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、専決処分書の写しでございます。

令和2年4月30日に専決をいたしました。

次ページをお願いいたします。

令和2年度愛西市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66億397万2,000円を追加し、総額を281億3,797万2,000円とするものでございます。

まず、歳入全般につきまして、私から御説明をいたします。

6ページ及び7ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、特別定額給付金の事務費及び

事業費の補助金で63億4,692万9,000円。

2目民生費国庫補助金で、子育て世帯への臨時特別給付金の事業費及び事務費の補助金で、7,776万円。

3目衛生費国庫補助金で、母子保健衛生費補助金10万1,000円を計上いたしました。

次に、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金で、愛知県の休業協力要請に基づく協力金の事務費及び事業費で8,197万1,000円の補助金を計上いたしました。

また、不足する財源を19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で9,721万1,000円を計上いたしました。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして御説明をいたします。

8ページ及び9ページを御覧ください。

今回、2款総務費に9項として新型コロナウイルス感染症緊急対策費を新たに設け、各部署の対策費を集約して計上をいたしました。

私からは総務部所管の項目について御説明をいたします。

1目感染症予防費におきまして、庁舎窓口に設置いたしました対面シートなどの消耗品費30万円、市管理下の施設において感染症が発生し、消毒等の業務を専門業者に委託する必要がある場合に対応するための経費として委託料を100万円計上いたしました。

私からは以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明申し上げます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、企画政策部の所管に関するものについて御説明のほうを申し上げたいと思います。

引き続き、補正予算書9ページのほうを御覧ください。

2款9項2目の特別定額給付金給付事業費において、63億4,692万9,000円を計上いたしました。

内訳といたしましては、市民に一律1人当たり10万円の支援をするため特別定額給付金63億1,000万円を、またそれに伴う事務経費として、システム改修委託料1,000万円、郵送料767万1,000円のほか職員手当などを計上しております。

なお、実施に要する給付事業費及び事務費につきましては国により全額補助されるため、歳入、国庫補助金において特別定額給付金事業費補助金及び事務費補助金、合わせて歳出と同額の63億4,692万9,000円を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、健康子ども部長より御説明申し上げます。

○健康子ども部長（小林徹男君）

私からは、健康子ども部の所管に関するものにつきまして御説明申し上げます。

引き続き、補正予算書9ページを御覧ください。

2款9項1目の感染症予防費のうち10節需用費、医薬材料費として、手指消毒液及び消毒用

エタノールを購入する費用133万6,000円を計上いたしました。

11節役務費で、国の事業による妊婦用マスクの配付に対する郵送料20万4,000円を計上いたしました。

なお、マスク配付に対する郵送料につきましては国により半額補助されるため、歳入、国庫補助金において母子保健衛生費補助金10万1,000円を計上しております。

続きまして、補正予算書11ページを御覧ください。

2款9項3目の子育て世帯支援対策費において、7,776万円を計上いたしました。

内訳といたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金として7,400万円を、またそれに伴う事務経費として、システム改修委託料130万9,000円、郵送料84万円などを計上しております。

なお、実施に要する給付事業費及び事務費につきましては国により全額補助されるため、歳入、国庫補助金において子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金及び事務費補助金、合わせて歳出と同額の7,776万円を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、産業建設部長より御説明申し上げます。

○産業建設部長（山田哲司君）

私のほうからは、産業建設部所管に関するものについて御説明させていただきます。

引き続き、補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

2款9項4目事業者支援対策費で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため県の休業協力要請に全面的に協力を頂いた中小企業や個人事業主等への感染症対策協力金及びそれに伴う事務経費として1億7,644万3,000円を計上させていただきました。

以上で令和2年度愛西市一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、承認第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

真野議員。

○17番（真野和久君）

最初に、特別定額給付金の関係と、それから子育て世帯支援対策費と事業所支援対策費、それぞれ会計年度任用職員を採用すると思うんですけども、それぞれ何人ほどを考えているのかを教えてください。

それから、事業所支援対策費について何件ほどを見込んでいるのかということと、それからこの県の対策費というのは4月17日から休業しないともらえないということで、それ以降に休業した人に関してはどういうふうにするのかということを探りたい。ほかの市町村だと独自に支援金を設定されてきていますが、こういった愛西市独自の対応というのを今どのように考えているのかを教えてください。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、会計年度任用職員の人数ということでございます。

特別定額給付金業務においては2名の会計年度任用職員を、あと子育て世帯への臨時特別給付金業務につきましては1名の会計年度任用職員のほうを雇用する予定でございます。

○17番（真野和久君）

4番は、事業者支援の。

○企画政策部長（宮川昌和君）

申し訳ございません。

感染症の協力金の業務につきましては、1名の会計年度任用職員を雇用する予定でございます。以上です。

○産業建設部長（山田哲司君）

県の感染症対策協力金のほうですけれども、会計年度任用職員につきましては1名予定をしております。

それと、あと事業者数の数字ですけれども、325事業所を一応予算計上させていただいております。

あと、4月17日以降への支援ということですが、基本的に県と同様の補助基準ということで、市独自の対応のほうは考えておりません。以上です。

○17番（真野和久君）

17日以降に関してですけれども、17日から突然休むというのは非常に難しいところもかなりあったと思うんですね。そういう点で、それでもまだ協力しているところもあると思うんですが、その辺を調査しているかどうかまたあれですけれども、その場合に、やはりせっかく経営が大変な中で休んでいるにもかかわらず、期日が間に合わなかったから補助金、助成金を出しませんよというのは非常に大きな問題だと思うんですね。そういったところというのは愛西市内にはないのでしょうか。

もしあったとしたら、やはり支援をしていく必要があると思うんですけど、その点についてはどうですか。

○産業建設部長（山田哲司君）

一応、県の基準におきましては4月18日から、1日猶予があるということと、あと内容につきまして、県のほうで対象事業が変わったものにつきましてはそれ以降の対応ということで、それは県の基準に基づいて対象の事業所ということになっております。あくまで、市としては県の基準に合わせて交付したいということを考えております。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

それでは、数点質問をさせていただきたいと思います。

感染症予防費、9ページのところで、感染症が起きたときに消毒等で予算が取ってあるということなんですが、これは1件なのか2件なのか、その算出根拠についてお伺いをしたいと思います。

それから、特別定額給付金の給付についてですけれども、マスコミ等で窓口が混雑したりとか、マイナンバーのナンバーを忘れてしまったとか、パスワードが分からないということでもかなり混乱が出てきているようですが、混乱が起きないための工夫はどのようにして実施されていけるのか。それから、今後どのような手順を踏んでいけるのかお伺いをしたいと思います。

次に、子育て世帯支援対策費なんですが、これはちょっといろいろ調べると、公務員の方は諸官庁で支給対象者であることを証明し、本人が居住市町村に申請するというところで、他の市民の方とは違ったプロセスを踏まないと支給がされないということが国のほうのホームページ等を書いてあるわけなんですけれども、皆さん公務員の方たちは、これの給付を受けるに当たってどのような手続を踏まないと頂けないのか、その辺の説明をしてください。

例えば、その諸官庁で支給対象者であることの証明となっているわけですが、どんな内容の証明が必要なのか、その辺についても教えていただきたいと思います。

それから、事業者支援対策費についてお伺いをしたいと思います。

こちらのほうで、先ほど対象を325事業にということで算出してあるということですが、この愛西市において、いろんな協力金をもらえる業種ってあると思いますけれども、どんな業種が多いのか、またどんなところから相談が来ているのか教えていただきたいと思います。

それから、この業者関係の協力金となると、併せて雇用調整助成金、今、大変複雑でハローワーク等でも申請がしにくい。だから、休業があれば、そこで雇用という問題が出てくるので、こういったものも併せて指導していけるのか、そういう体制をつくるのか。または、小学校休業等対応助成金、支援金があるんですが、これもまたお店等を休むと、そういった雇用者に対しての助成支援金の問題が出てくるわけですが、併せてこういったことの相談、そして申請方法の指導ができる状況を作っていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○総務部長（奥田哲弘君）

私から、1点目の消毒等の関係についてお答えをさせていただきます。

この費用につきましては非常に悩んだところございまして、施設の大きさ、例えば学校で起きた場合、小さな子育て支援センターで起きた場合、それとあと内容、その事務所であれば、パソコンがどれぐらいあるか、ロッカーがどれぐらいあるか、椅子なのか、書類なのか。それと、再開の時期、例えば通常再開で数日取っていいのか、夜間作業も必要なのか。そういったもろもろを、他市といいますか、ほかの自治体の実例、それから業者の聞き取り等を行った結果、今の作業で一人当たり、時間に関係なく10万円かかると。

それで、また一方、時間等は関係ないんですが、仮に過去の例で、学校で起きた場合に、おむね8名で8時間かかった、これは80万です。例えば、児童クラブで起きた場合、これは4

名で4時間、40万かかると。これはいろんなパターンがあるのかなと。

そんな中、具体例として、どこの施設でこういった消毒の内容ということがお示しすることができないので、まずは起きた場合に対応できるということで100万円を計上させていただきました。したがって、状況によって大きく変わってまいることだけは御理解を頂きたいと思えます。以上です。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、特別定額給付金の混乱を起こさないような工夫はということでございます。

そちらにつきましては、今回、特別定額給付金の業務のために新型コロナウイルス感染症対策室に特別定額給付金の給付係というのを5月7日木曜日から設置をしております、そちらで電話のお問合せ、あと郵送やオンラインでの申請の受付の処理のほうをしていきたいというふうに考えております。

あと、手順というお話なんですが、市民の方がどのような形で申請をしていただくという観点でお話をさせていただきますと、申請とかお問合せにつきましては、いろいろあるかとは思いますが、今回の不要不急の外出とか、あと密を避け感染を抑制するという観点から、郵送もしくはオンラインでの申請をしていただく。あと、お問合せにつきましてはお電話でしていただきたいということで、皆さんには御周知させていただき予定をしております。以上です。

○健康子ども部長（小林徹男君）

子育て世帯への臨時特別給付金の関係でございますが、公務員につきましては申請様式が全国一律の様式になっております。その様式の案の状態で見ますと、対象児童のお名前が書かれるところと対象児童数、それと申請額、請求額が書かれるようなものを証明すると、そのような状況になっております。以上であります。

○産業建設部長（山田哲司君）

どのような業種が多いかということですが、こちらにも経済センサスのそういう条件を基に算出した325という数字なんですけれども、それによりますと飲食店が一番多いということになっております。

あと、相談の内容ですけれども、この協力金に関しましてはどのような添付書類が必要かとか、そういうような問合せがメインで、そういう相談内容については特に把握はしておりません。

雇用調整助成金につきましては、市のほうの相談件数はないということでございます。

○6番（吉川三津子君）

2回目の質問でもいいですけれども、私が聞いたのは、この協力金が必要というところでは、きっと雇用をされている、職員の雇用をされている、そういった人たちの暮らし、そして所得を守るために雇用調整助成金があり、小学校休業等対応助成金、そういった支援金というのがあって、これは事業主が申請しないともらえない。働いている人に、取りあえず休業手当を払って、それを申請して事業主がもらうということで、協力金を頂くところはこういった作業も出て雇用者を守っていかなければいけないですね。そうすると、この協力金の相談のときに、

併せてこういった助成金、支援金等の御相談も当然されるだろうと。それに対応できるような準備がされていますかという問いかけをさせていただきましたので、それを1点、もう一度説明を頂きたいと思います。

そして、子育て世帯の支援対策費の関係で、これは国が決めてきたことなんですけど、なぜ公務員だけがこういった形の申請になったのか。経緯等が分かれば教えていただきたいと思います。

それから、感染予防費についてなんですが、先ほど消毒の関係がありました。市内には民設の児童クラブとか介護事業所とかいろいろあるわけなんですけど、そういったところに対して、こういった感染症が起きたとき、こういった市の公費が使えるのか、その辺のところはどうなっているのか教えていただきたいと思います。以上です。

○産業建設部長（山田哲司君）

協力金の相談のときに、そういう相談があった場合はハローワーク等を案内しております。以上でございます。

○市長（日永貴章君）

補足をさせていただきますけれども、事業者支援対策費につきましては、当然我々は商工会を通じまして、今現在取組を進めさせていただいております。

今回の事業者支援の給付につきましても、商工会員の皆様方におかれましては、商工会を通じて書類等をしっかり用意していただいて、スムーズに愛西市としては支給ができるように今準備を進めておりますし、そういったいろいろな事業者に対する支援につきましては、当然相談をされた商工会さんから、しっかり適切なところにスムーズに手続ができるよう案内をしていただくよう、我々としては情報共有をしていきたいというふうに思っております。

あともう一点、私から答弁させていただきますけれども、先ほどの新型コロナウイルス感染症緊急対策委託料につきましては、当然市内の施設でそういった感染症が発生した場合は、当然こういった市の予算を使って、今後すぐに、できれば一日も早く事業が復帰できるよう、我々としては支援をするために予算計上をさせていただいております。以上です。

○健康子ども部長（小林徹男君）

公務員のご関係でございますけれども、公務員の児童手当の情報というのを各市町村は持っておりませんので、証明をもって申請をすると、そのようなことで聞いております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（島田 浩君）

加藤議員。

○16番（加藤敏彦君）

3つの給付金、交付金ですけれども、まず最初に特別定額給付金の対象世帯、人数、また今ニュースで報道されておりますけど、家庭内暴力などの申出というのがあったのか。あったとしたら何件ぐらいあったのか。

それから、市民の非常に関心が大きいのは、いつからもらえるのかというのが非常に関心が大きいんですけれども、愛西市の場合の支給の準備作業はどういう状況になっているのか。また、オンラインでは既に支給ができるのか、また郵送の場合はいつから支給ができるのかという点について具体的にお聞かせ願いたいと思います。

次に、子育て世帯の給付金ですけれども、これも世帯、人数について具体的にお聞かせいただきたいというのと、手続はどのような手続になるのか。

それから、事業者支援協力金ですけれども、今、商工会窓口にとということでありましたけれども、窓口は商工会だけなのか、商工会に未加入の事業者についてはどんなふうになるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

それでは、特別定額給付金の今後の事務作業について、私から御答弁をさせていただきます。

まず、定額給付金の申請書につきましては、市といたしましては、今準備を進めさせていただいております。今回、我々愛西市が行う申請書につきましては、申請書の中に世帯主の方々の氏名と生年月日等を記入したものをそれぞれの世帯の方にお送りをする。今、いち早くやってみえる自治体の一部では、何も書いていないものを手に入れられるという自治体は多いですけれども、愛西市としては世帯の方々の氏名を印字したものを送らせていただく準備をさせていただいております。早ければ、愛西市としては5月15日をめどに発送したいというふうに思っております。

また、オンラインにつきましても、5月15日、今の発送と同時に運用ができるよう、今現在準備を進めさせていただいておりますが、システムの問題等がございますので、もしかしたら15日に間に合わないかもしれませんが、我々としては何とか15日に発送、オンライン手続ができるよう鋭意努力をしておりますので、皆様方には御理解、御協力を頂きたいということと、なかなか時期がずれると市民の方々からの苦情もありますもので、これがなかなか発表が難しいところがございますので、議員の皆様方におかれましても、皆さんが言い切られますと、できなかった場合は皆さんの責任で発表していただきたいというふうに思っております。

補足につきましては担当部長から答弁させていただきます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、今回の対象者のお話でございます。

まず、対象の人数でございますが、約6万2,800、世帯数が約2万4,000というふうでございます。

それから、DVのほうの申出のお話でございますが、給付金の対象となり得ますDVの被害者による市外へ避難してみえる方につきましては、居住者の個人情報分からないように都道府県から愛知県を通じて連絡があるということのため、現時点では不明でございます。本市において避難をしている方につきましては、5月1日現在で2人から申出を受けております。以上です。

○健康子ども部長（小林徹男君）

子育て世帯への臨時特別給付金の対象世帯人数でございますけれども、令和2年4月1日現在で対象児童が7,723人ですので、ここから対象外の方を引いて約7,400人を見込んでおります。

なお、世帯については5,000弱を見込んでおります。

あと、手続的なことでございますけれども、公務員につきましては申請が必要となってきますが、公務員以外の方については申請が不要ですので、要らないという方のみが申出をすると、そのような手続になっております。以上です。

○産業建設部長（山田哲司君）

協力金の関係ですけれども、商工会の会員以外につきましては、愛西市において郵送にて受付のほうを行っております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

特別定額給付金についてですけれども、今、市長のほうから既に名前、生年月日を印刷したものを発送したいというふうな説明でしたけれども、報道によりますと、世帯主とか家族の証明をするものを添えて提出するということですが、愛西市の場合は、その証明については、例えば印字してあるものに印鑑だけを押すとか、免許証のコピーをつけるとか、具体的に証明はどんな形ですればいいのかについてお尋ねをしたいと思います。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、申請のところの細かい部分でございますが、今回の申請書におきましては、名前につきましては世帯主の自署ということでございますので、そちらについては上に振り仮名みたいな形で載っております。その下のところに自署をしていただくという形になります。

あと、その本人確認のために、例えば運転免許証とかの個人を特定できる書類のほうをつけていただく、あとは振込先の口座のコピーをつけていただく、こんな形で御申請いただくということになっております。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、結果、特別定額給付金は最大でいつ手元に届くのかというスケジュール的なことが分かれば教えていただきたいのと、あと子育て支援対策費もいつ手元に届くのか、どんな予定でスケジュールを組んでいるのか教えてください。

あと、4点目の事業者支援対策費も、いつから申し込めて、県のホームページを見ると昨日から申し込めるということになっておりますが、いつから申し込めて、いつ手元に頂けるのかというスケジュールについて、それぞれ教えていただきたいと思います。

あと、事業者支援対策費については、県のホームページを見ると、市町村のウェブページを見てくださいというところでリレーされて飛ぶんですが、この辺で言うと蟹江町しか市町村のウェブページはないですよという案内になっておりますが、愛西市から見るとホームページは

ありますので、愛西市のホームページは県のホームページといつリンクされるのかについて教えてください。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から最初に特別定額給付金について御答弁させていただきます。

発送につきましては5月15日に、先ほど答弁させていただきましたが、申請書を発送することで今準備をしております。

振込につきましては、早いものについては5月中にはまず振込をしたいというふうに準備を現在進めさせていただいております。先ほども言いましたけれども、システムの関係がありますので、若干遅れる可能性は、前後する可能性はあるかと思いますが、市としては早いもので5月中に振込をしたいと考えて準備を現在進めております。以上です。

○健康子ども部長（小林徹男君）

子育て世帯への臨時特別給付金でございますけれども、6月当初に案内を発送する予定をしております。以上でございます。

○産業建設部長（山田哲司君）

協力金の関係ですけれども、5月11日から郵送にて申込みのほうを受け付けております。

それと、最短で5月20日で支払いのほうを考えております。

あと、ホームページのほうですけれども、県のほうには一応もう届けは出しております。市のほうのホームページにつきましては、5月1日に立ち上げのほうは行っております。以上です。

○18番（河合克平君）

子育て世帯支援対策費については、6月当初に案内を発送するということですが、そうするといつの振込になるのか。これは児童手当と一緒に振り込まれるのかなというふうに思っているんですが、それはいつの期の部分になりますか。

○健康子ども部長（小林徹男君）

6月に案内を発送しまして、それ以後、不要という申出の周知期間を取りますので、6月の児童手当の支払いが6月10日になっております。それにはちょっと間に合いそうもないと思っておりますので、6月中旬以降に手続開始ということで考えております。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

馬淵議員。

○1番（馬淵紀明君）

今までお話を聞いてきた中での少し聞きたいところですが、特別定額給付金のところの新たな窓口ですか、設置をしていくというところで、その専用の電話番号があるのか、その周知方法はどのように行っているのかをまず1つと。

あと、郵送とオンラインでの市民へ5月15日をめどに発送ということですが、この視

覚障害者の方とか、あと高齢者の独り住まいの方の給付、こういうことを知らない方への対応というのはどのように考えているのか教えてもらえますか。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、今の御質問でございますが、まず新型コロナウイルス感染症の対策室のほうでございますが、こちら専用の電話回線のほうを引いておりますので、電話をかけていただくことができます。こちらにつきましては0567-55-7100でございます。こちらのほうの周知につきましては、昨日でしたか、本日ですか、新聞のほうにも載っておりますし、あとホームページ上でも公表のほうをしていきたいというふうに考えております。

あと、例えば高齢者の方や何か、あと独り住まいの方ということでございますが、一応御住所のところに私どものほうから申請書をそのまま送らせていただきます。世帯主が一応申請の方ではございますが、代理での申請ということも可能ですので、そちらのほう、そういうお困り事がございましたら、またこちらの7100のほうに御相談いただければと思います。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

視覚障害者の方への対応はどのように行っていくのか。

○企画政策部長（宮川昌和君）

視覚障害者の方に対する特段の今対策のほうはちょっとされておられませんので、また対策室のほうで一度考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・委員会付託の省略について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第17・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました承認第1号、承認第2号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、承認第1号、承認第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・承認第1号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第18・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてですが、反対の立場で討論いたします。

まず、国民健康保険税自体が国庫の負担が引き下げられる状況の中で、高過ぎる状況であるということについては従前から言っているところでありますが、今回、最高額が、限度額が上がるという状況もあり、払いたくても払えないという状況がより発生しやすくなるという状況があります。

全国知事会や市長会、また全国町村会などでは、国民健康保険の加入者自体が所得が低い人が多いということがあるので、国からの支援金をやはり増やすべきだということは国に求めているところであります。そういった点では、私たちの愛西市の国民健康保険の加入者の人たちにも負担を多くするというのではなくて、やはり負担を全体的に引き下げということを今進めなければならないですし、そのための国保の構造を変えていくためのことを国にも要望していかなければならないというふうに考えますので、そういったことでは高過ぎる国民健康保険料の変更ということについては、市民の負担増という内容となりますので反対といたします。

○議長（島田 浩君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第1号を採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、承認第1号は承認することに決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第19・承認第2号（討論・採決）

#### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第19・承認第2号：専決処分事項の承認について（令和2年度愛西市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。



御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、承認第2号の令和2年度愛西市一般会計補正予算の専決処分についての賛成の討論をいたします。

現在、感染者が今日の朝の報道によりますと愛知県では498人ということになっております。そして、全国では1万5,000人を超えているという状況ですが、愛西市ではまだ感染者が発生していないという状況ではありますけれども、市民の皆さんが今様々な不安や日々の生活について非常に困っているということがある状況の中で、今回、国の施策、県の施策ということではあります、日本共産党と野党が協力して10万円の定額給付金をかねてから求めていた、その定額給付金も含んでおりますし、子育て世帯への臨時特別給付金も含み、また県が行う感染症対策協力金、不十分であります、そういった内容を含んでいる内容でもありますので、そういったことでは今回の専決について賛成とさせていただきますが、すぐにまた補正予算をつくっていただいて、市の独自の施策を進めるということが必要ではないかということも併せて提案をさせていただきます。

今、分かっているところでは給食費の無償化を6か月間するという事は表明されておりますが、そのほかの市町では独自の給付金の作成をしたりということをして市民に支援をしていくということをしておるところでありますので、そういったことを引き続き市の独自政策、施策を進めるということを求めて賛成といたします。

[挙手する者あり]

○議長（島田 浩君）

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

大変なコロナの感染の問題が起きているわけなんです、本日、企業の協力金のところで質問させていただきました。

労働基準法の中では休業手当として、雇用者に対して6割の休業手当を払わなければならないということ、それはパートも含めてそういった法律になっています。

しかし、予期せぬ問題が起きた場合は、その法律除外になるのではないかというふうに私自身考えております。そうすると、雇用主は職員に対して休業手当を払わなくてもいいような状況になっているのだと思います。

そして一方、払ったとしても、この雇用調整助成金の仕組みが大変複雑で分かりにくいとい

うことで、雇用主が申請をしていない。2万件以上の申請がありながら、まだ300件にも満たないような許可しか下りていないのが現状であります。雇主が豊かにならない限り、そこで雇われている方々の雇用は維持されないわけですので、この協力金を申請された折には、こういった雇用調整助成金、そして有給休暇を与えたときのお金とか、そういったものも支援がされるわけですので、しっかりそういった説明もしながら、雇主も雇われている方もちゃんと暮らしていけるような、そんな指導とか相談に乗っていただくことを要望して賛成討論といたします。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

他に賛成討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、承認第2号を採決いたします。

承認第2号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第2号は承認することに決定といたします。

本日配付の日程は終わっておりますが、同意議案の提出がございますので、日程追加の必要があります。

ただいまから議会運営委員会を開催していただきますので、暫時休憩といたします。

午後1時51分 休憩

午後2時11分 再開

**○議長（島田 浩君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

先ほど休憩中に同意第1号が提出されました。日程の追加が必要でありますため、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

**○議会運営委員長（鷲野聡明君）**

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に同意議案が1件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議を頂きました。結果、お手元に配付の同意第1号を本日御審議願うことを決定いたしました。

また、議運の意見の中で、6月議会の一般質問等、全協等で議論すべきではないかというようなことも意見としてありましたので、この席を借りて申し述べさせていただきます。

以上、報告を終わります。

**○議長（島田 浩君）**

ただいま議会運営委員長の報告のとおり日程を追加し、追加日程第1を議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1を議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・同意第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、追加日程第1・同意第1号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第1号：愛西市監査委員の選任について。

愛西市監査委員・大宮吉満は、5月7日辞職したので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、高松幸雄。

提案理由といたしましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

次に、同意第1号の質疑を行います。

なお、この件につきましては、高松幸雄議員の一身上に関する案件でございますので、地方自治法第117条の規定により一時退席をお願いいたします。

〔5番・高松幸雄議員 退場〕

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました同意第1号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第1号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

同意第1号につきましては人事案件でございますので、討論につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたします。

高松幸雄議員の退場を解きます。

〔5番・高松幸雄議員 入場〕

それでは、高松幸雄議員にお伝えいたします。ただいまの同意第1号は、同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

今臨時会で議長に島田浩議員、副議長に神田康史議員が就任をされました。

また、各委員会構成等、議会人事も一新をされました。皆様方には、また今後とも何かと御協力、御尽力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

また、当局からは専決処分事項の承認を2件上程させていただきまして、御承認を頂きまして誠にありがとうございました。

特に、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、また対策協力金等につきましては、速やかに支給することは当然のことですが、やはり我々としてはミスのないよう給付をしていきたいというふうに思っておりますので、皆様方には御理解、御協力を頂きたいと思っております。

さて、新型コロナウイルス感染症が社会に深刻な影響を与える中、1か月間に及ぶ緊急事態宣言がさらに延長され、市民の皆様方におかれましては不自由な生活を余儀なくされていることと思っております。この目に見えないウイルスとの戦いに終止符を打つべく、この困難を一丸となって乗り越えていかなければなりません。

愛西市といたしましては、緊急事態宣言の延長を重く受け止め、引き続き公共施設や市内小・中学校の臨時休業等の感染防止の対策を可能な限り講じております。

また、新たに市独自の支援策といたしまして、子育て世代への負担軽減を目的に、学校再開から6か月間の給食費の免除、また水道料金のうち基本料金を8月使用分から6か月間減免することといたしました。市民の皆様方、議員各位におかれましては、今後とも国・県及び市からの協力要請に対しまして御理解、御協力を頂きますようお願いをいたします。

また、昨日5月7日、新型コロナウイルス感染症対策室特別定額給付金係を設置いたしました。

また、5月11日月曜日からは職員の時差出勤を行います。この時差出勤につきましては、現在行われております緊急事態宣言が終了するまで行っていきたいと思っておりますので、皆様方には御協力を頂きたいと思っております。

また、5月11日からは毎年行っておりますサマースタイルを行ってまいりますので、議員各位にも御理解、御協力を頂きたいと思っております。

今後につきましても、手洗い、アルコール消毒、咳エチケットや密閉、密集、密接の3つの

密を避け、不要不急の外出をお控えいただき、御自身と御家族の大切な命と健康を守ることを最優先にお考えいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

今後も市民の皆様方の安全・安心を第一に、全力で感染防止に取り組んでいくことを申し上げます。閉会の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（島田 浩君）

これにて令和2年第1回愛西市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時21分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

鷺野 聡 明

愛西市議会  
新議長

島 田 浩

愛西市議会  
副議長

杉 村 義 仁

会議録署名議員  
第18番議員

河 合 克 平

会議録署名議員  
第1番議員

馬 淵 紀 明